



あなたの認定区分は？利用できる施設は？

各家庭の状況により、利用内容が選べます（図1）。

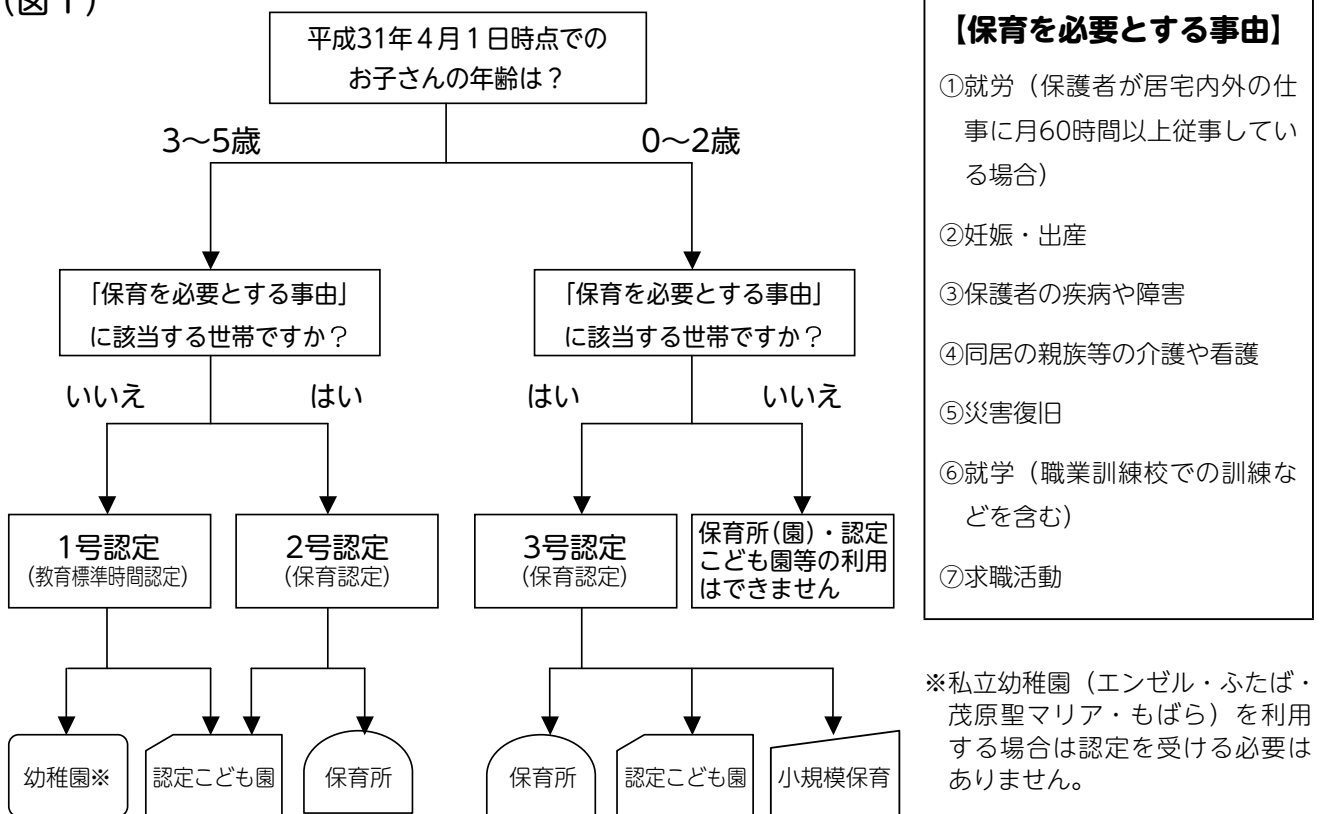
保育所（園）などを利用する場合は、下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

入所希望に基づき市が利用調整を行い、入所する保育所（園）などを決定します。

※利用調整…保護者等の就労や家庭状況等により、保育を必要とする状況を総合的に判断し、優先度の高いお子さんから順に入所を内定いたします。

- 保育所（園）**・・・ 家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設
- 幼稚園**・・・ 小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設
- 認定こども園**・・・ 保育所（園）と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設

（図1）



その他

- ・ 郵送での申し込みはできません。
- ・ 受付時に住民登録のある児童が対象です。
- ・ 受付の順番は入所の可否に影響しません。
- ・ 初日・休日は混雑が予想されます。
- ・ 保護者の産後休業および育児休業期間が、平成31年度中に終了し職場復帰予定の場合は、子育て支援課に直接ご相談ください。



お問い合わせは、子育て支援課（2階） ☎(20)1573、FAX(20)1610へ。